

奈良市公報

号 外 第 12 号

平成21年 8 月11日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

監 査

○奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程	1
○定期監査の監査結果	1
公 営 企 業	
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	2
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	2
○奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程	3
○地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部を改正する規程	3
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	3
○奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	4
○奈良市企業職員旅費規程の一部を改正する規程	4
○奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程	4

消 防

○奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令	4
○奈良市消防通信規程の一部を改正する訓令	5
○奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令	5
○奈良市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令	5

教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催	5
○奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	5
○奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	6
○奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	6
○奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	7

選 挙 管 理 委 員 会

○奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数	7
----------------------------------	---

議 会

○奈良市議会会議規則の一部を改正する規則	7
----------------------	---

○奈良市議会全員協議会規程	7
○奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程	8

監 査

奈良市監査委員告示第5号

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成21年 3 月27日

奈良市監査委員 吉 田 肇
中和田 守
三 浦 敦 次
大 橋 雪 子

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員事務局処務規程（昭和39年奈良市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（主幹）

第4条の2 特に必要があるときは、課に主幹を置く。

2 主幹は、課長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督するとともに、特定の事務を担当掌理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条第2項中「課長に」を「その命を受け、所属職員を指揮監督し、課長及び主幹に」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（平成21年 3 月27日揭示済）

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成21年 3 月27日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 三 浦 敦 次
同 大 橋 雪 子

1 監査対象

環 境 清 美 部 業務改善課 施設課 リサイクル推進課 まち美化推進課 土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所含む。）

都 市 整 備 部

都市計画室 都市計画課 公園緑地課

まちづくり指導室	開発指導課	建築指導課	景観課
建設部			
道路室	道路維持課		
下水道室	河川課		
	技術管理課	営繕課	住宅課
	会計課		
監査委員事務局	監査課		
議会事務局	庶務課		
(水道局)			
業務部	経営管理課(情報管理室含む)		
	経理課		
技術部	漏水対策課	工務課	東部管理課
浄水場	浄水課		

2 監査期間

平成21年1月22日～同年3月27日

3 監査方法

平成20年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成20年11月末日現在(水道局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境清美部

リサイクル推進課

資源回収品(アルミ缶・スチール缶)売却処分収入は、平成20年1月から3月分が滞納繰越分の収入未済となっている。

早急に収入未済の解消に向け、徴収努力されるよう要望する。

まち美化推進課

あき地の雑草除去指導について、4月から10月までは「まち美化推進課」、11月から3月までは「消防局予防課」で業務されているが、事務の効率化からも一本化を検討されたい。

土地改良清美事務所

奈良阪処分地管理事務所は、中ノ川及び奈良阪の処理施設を管理しており、各処理施設(5か所)周辺の水質検査を実施している。その一つである3次処理施設(中ノ川)の水質検査は、宅地造成事業費特別会計においても実施されており、重複を避けるため調整されたい。

都市整備部

建築指導課

建築確認支援システム入力業務委託は、建築確認内容をパソコンに入力する委託業務である。平成20年度の建築確認申請の件数は年度当初では把握できず、必要とする業務日数が定められないにもかかわらず、1ヶ月の勤務日数を19日間として積算し総価契約されていた。業務報告書による毎月の実働日数は、仕様書と乖離しているので、契約について検討されたい。

建設部

住宅課

(1) 住宅管理費使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においても増加している。

今後とも負担の公平を期するため、積極的な徴収努力を要望する。

また、収入の無申告者に対しては近傍同種の住宅の家賃としているが、奈良市営住宅条例第18条第1項に基づき、入居者が収入の申告手続きをするよう徹底して指導されたい。

(2) 雑入における違約金及びそれに係るその他雑入は、第10号市営住宅建替工事(A-12工区)の契約解除違約金3,039,750円及び前払余剰金143,376円であるが、債務者は破産手続により免責決定を受けている。破産管財人からそれぞれ574,209円、27,084円の配当を受けており、その残額である収入未済の処理については、早急に検討されたい。

(平成21年3月27日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第5号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年3月25日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社 福電テック 奈良支店	代表取締役 福留 悠子	奈良市三碓二丁目6番11-1	平成21年 3月17日

(平成21年3月25日揭示済)

奈良市水道局告示第6号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと

おり公示します。

平成21年 3 月25日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
松田電気工 業株式会社	代表取締役 松田 義明	奈良県大和高田 市栄町 4 番33号	平成21年 3 月17日

(平成21年 3 月25日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 1 号

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3 月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程

奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条管財係の部分の第 5 号中「保険」を「固定資産の保険」に改め、同部分の第 7 号中「局の電話、電気及び水道」を「庁舎の電話、電気、ガス及び水道」に改め、同部分の第 8 号中「局自動車」を「公用車」に改める。

第18条第 2 項中「次長」を「技監、次長」に改める。

第19条中第 8 項を第 9 項とし、第 3 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 技監は、上司の命を受けて、部の特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 2 号

地方公営企業法第13条第 1 項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3 月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

地方公営企業法第13条第 1 項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部を改正する規程

地方公営企業法第13条第 1 項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程（昭和56年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「水道局業務部次長」を「第 1 順位及び第 2 順位の者を除くほか、給料の号給の高い者。給料の号給が同じであるときは、在職年数の長い者」に改め、「第 4 順位 水道局技術部次長」及び「第 5 順位 水道局技術部浄水場長」を削る。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 3 号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3 月31日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「前条第 9 項」を「前条第10項」に改める。附則に次の 1 項を加える。

12 平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額、同表、第 3 条の 2 及び奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年奈良水道局管理規程第 7 号。以下この項において「改正規程」という。）附則第 8 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額（第 3 条の 2 の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正規程附則第 8 項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。）から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第12条の 2 第 1 項、第28条、第31条第 3 項及び第 4 項（第32条第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第32条第 3 項並びに第33条の規定により市長の事務部局の職員の例による場合においては、奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第 6 号）第 3 条から第 5 条の 3 まで及び第 7 条の規定を適用する場合における給料月額（第 6 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

(1) 職務の級が 1 級から 5 級までの職員 給料表の額の 100分の 2 に相当する額

(2) 職務の級が 6 級及び 7 級の職員並びに職務の級が 8 級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 給料表の額の100分の 3 に相当する額

(3) 職務の級が 8 級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級 9 級及び 10級の職員 給料表の額の100分の 4 に相当する額 別表第29級の項中「2 理事の職務」を「2 理事及び技監の職務」に改める。

別表第 4 中「部長及び理事」を「部長、理事及び技監」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第4号

奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3月31日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市水道局文書取扱規程の一部を改正する規程
奈良市水道局文書取扱規程（平成2年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「配達記録郵便」を削る。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年 3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第5号

奈良市企業職員旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3月31日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市企業職員旅費規程の一部を改正する規程
奈良市企業職員旅費規程（昭和45年奈良市水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年 3月31日揭示済)

奈良市水道局管理規程第6号

奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3月31日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「読み替えるものとする。」を「同規則第17条の3第1項中「令第167条の2第3号及び第4号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号」と読み替えるものとする。」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成21年 3月31日揭示済)

消 防**奈良市消防局長訓令甲第1号**

全職員

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

（奈良市消防署の組織に関する規程の一部改正）

第1条 奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項救助第一係及び救助第二係の部分の第1号を次のように改める。

(1) 災害現場の安全管理に関すること。

第2条第2項救助第一係及び救助第二係の部分中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 救助訓練に関すること。

（奈良市消防文書規程の一部改正）

第2条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「救急救助課救急係」を「救急課救急管理係」に改める。

第5条及び第19条第1号ウ中「救急救助課」を「救急課」に改める。

別記第10号様式中「救急救助課用」を「救急課用」に改める。

（奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正）

第3条 奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市消防長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「救急救助課長」を「救急課長」に改める。

（奈良市消防職員研修規程の一部改正）

第4条 奈良市消防職員研修規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「救急救助課」を「救急課」に改める。

第8条第1項第3号中「及び救急救助課長」を「消防課長及び救急課長」に改める。

（奈良市消防安全管理規程の一部改正）

第5条 奈良市消防安全管理規程（昭和59年奈良市消防長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「救助係」を「救助第一係及び救助第二係」に改める。

（奈良市警防活動規程の一部改正）

第6条 奈良市警防活動規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「警防班」を「警防救助班」に、「警防活動の運用及び」を「警防活動及び救助活動の運用並びに」に、「資器材」を「資器材（救急資器材を除く。）」に、「救急救助班」を「救急班」に、「救急救助課長」を「救急課長」に、「救急救助課員」を「救急課員」に、「救急

救助活動」を「救急活動」に、「救急救助資器材」を「救急資器材」に、
「3 避難指示に関すること。」を
4 その他救急救助課所掌事務に関すること。」
「3 その他救急課の所掌事務に関すること。」に改める。
附 則
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 2 号

全 職 員
奈良市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成21年 3 月31日
奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫
奈良市消防通信規程の一部を改正する訓令
奈良市消防通信規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。
第12条を次のように改める。
（携帯電話、I P 電話等からの119番通報接続）
第12条 携帯電話、I P 電話等からの119番通報については、事業者との確認書（平成20年 9 月10日締結及び同月12日締結）に定める。
附 則
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 3 号

全 職 員
奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成21年 3 月31日
奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫
奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令
奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。
本則第 2 号中「3 人」を「6 人」に改め、第 3 号中「18 人」を「15 人」に改め、第 4 号中「36 人」を「40 人」に改め、第 5 号中「121 人」を「124 人」に改め、第 6 号中「126 人」を「119 人」に改め、第 7 号中「6 人」を「5 人」に改め、第 8 号中「83 人」を「84 人」に改める。
附 則
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 4 号

全 職 員
奈良市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月31日
奈良市消防局長 猪 岡 秀 夫
奈良市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令
奈良市消防団員の服装等に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。
別表中「班長」を「班長（女性消防団員を除く。）」に改め、同表に次のように加える。

女性消防団員	冬帽、盛夏帽、冬服、盛夏服、防寒衣、バッグ	各 1
--------	-----------------------	-----

附 則
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月31日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 7 号

平成21年 3 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。
平成21年 3 月19日
奈良市教育委員会
委員長 冷 水 毅
1 日時
平成21年 3 月25日（水）午後 1 時30分から
2 場所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 西大寺北小学校既設バンビホーム所管換えについて
議 事
議案第53号 奈良市地域学校連携推進委員会委員の委嘱及び任命について
議案第54号 教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について
議案第55号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について
議案第56号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
議案第57号 人事異動について
議案第58号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
傍聴受付は、開催日の午後 0 時30分から午後 1 時20分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。
(平成21年 3 月19日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所
奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

平成21年3月27日

奈良市教育委員会

教育長職務代理者 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条部長共通の部分中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次長等の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の受理

第4条課長等共通の部分中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の受理

第7条に次の1号を加える。

(7) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の受理

第7条の次に次の1条を加える。

第8条 教育センター準備室の室長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

(1) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定

(2) 前号以外の1件100万円未満の支出負担行為の決定

(3) 支出命令書の発行

(4) 所属職員の宿泊を要しない出張命令

(5) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令

(6) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

(7) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の受理

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 冷 水 毅

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項教育総務部の部分中「学校事務管理係 施設係」を「施設係」に、同項学校教育部の部分中

「学校教育課 庶務係 指導係 保健係 研修係 教育

センター準備係」を

「学校教育課 庶務係 指導係 保健係 教育センター準備室 計画係 研修係」に改める。

第3条庶務係の部分中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条経理係の部分に次の1号を加える。

(6) 小学校、中学校及び幼稚園の経理事務等に関する

こと。

第3条学校事務管理係の部分

第6条研修係の部分及び教育センター準備係の部分

を削り、同条に次の1項を加える。

2 学校教育課教育センター準備室の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

計画係 (1) 教育センターの建設及び設備、機器等に関する

こと。 (2) 教育センターの設置に関する条例、規則等に関する

こと。 (3) 教育センターで実施する業務に関する計画に関する

こと。 (4) 準備室の庶務に関する

研修係 (1) 教職員の研修に関する

こと。 (2) 関係機関との連絡調整に関する

第11条第2項中「主幹」を「主幹及び主査」に改め、同条第3項中「置き、特に必要があるときは、課及び室に主査を置く」を「置くことができる」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月27日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

奈良市教育委員会

委員長 冷 水 毅

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

社会教育関係団体の総括に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員	を
社会教育関係団体の総括に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員	に、
社会教育委員に関すること。	市民活動部長及び生涯学習課の職員	」

「スポーツ課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月27日揭示済)

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

奈良市教育委員会
委員長 冷 水 毅

奈良市教育委員会規則第 3 号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(感染症発生時の報告)」に改め、同条第 1 項中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第19条の伝染病」を「第18条の感染症」に改め、同条第 2 項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第12条」を「第19条」に改める。

第 9 条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第29条の 8 中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 7 条、第51条、第56条関係）

第	号
年	月
日	
(あて先) 奈良市教育委員会	
〇〇	学校長 氏 名 廻
感染症発生について（報告）	
下記児童（生徒又はその同居者〇〇〇〇）が〇〇	
第 1 号	
病（学校保健安全法施行規則第18条第 2 号）にかか	
第 3 号	
りましたので（又はかかるおそれがありますので）	
報告します。	
記	
1	り病児童生徒、学年、氏名、生年月日
2	保護者、氏名、続柄、住所
3	学校保健安全法第19条による出席停止の状況
4	その他学校としてとった措置

備考

- 1 感染症が治癒し、出席停止を解除したときもこの様式に準ずること。
- 2 同居者に感染症が発生したときもこれに準ずること。

別記第 5 号様式中「奈良市教育委員会 様」を「(あて先) 奈良市教育委員会」に、「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月27日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 6 号

平成21年 3 月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の 2 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成21年 3 月31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

- | | |
|---------|--------|
| 第 1 選挙区 | 1,439人 |
| 第 2 選挙区 | 1,482人 |
| 第 3 選挙区 | 1,583人 |
| 第 4 選挙区 | 1,929人 |
| 第 5 選挙区 | 1,741人 |

(平成21年 3 月31日揭示済)

議 会

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月30日

奈良市議会議長 橋 本 和 信

奈良市議会規則第 1 号

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第78条第 2 項中「速記法によつて速記する」を「議長の定める方法により記録する」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(平成21年 3 月30日揭示済)

奈良市議会全員協議会規程を次のように定める。

平成21年 3 月30日

奈良市議会議長 橋 本 和 信

奈良市議会規程第 1 号

奈良市議会全員協議会規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第 1 号）第159条第 4 項の規定に基づき、同条に規定する協議又は調整を行うための場として設ける全員協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(協議会の主宰者)

第 2 条 協議会は、年長の出席議員が主宰する。
(定足数)

第 3 条 協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席し

なければ開くことができない。

(表決)

第4条 協議会の議事その他必要な事項は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、協議会の主宰者の決すところによる。

2 前項の場合においては、協議会の主宰者は、構成員として表決に加わることができない。

(傍聴)

第5条 協議会は、協議会の主宰者の許可を得た者が傍聴することができる。

2 協議会の主宰者は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(記録)

第6条 協議会の主宰者は、職員をして協議会の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月30日揭示済)

奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月30日

奈良市議会議長 橋 本 和 信

奈良市議会規程第2号

奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程

奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程（昭和60年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年4回とし、毎定例会後に発行する」を「年4回とする」に、「臨時に発行」を「臨時に発行し、又は休刊」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月30日揭示済)